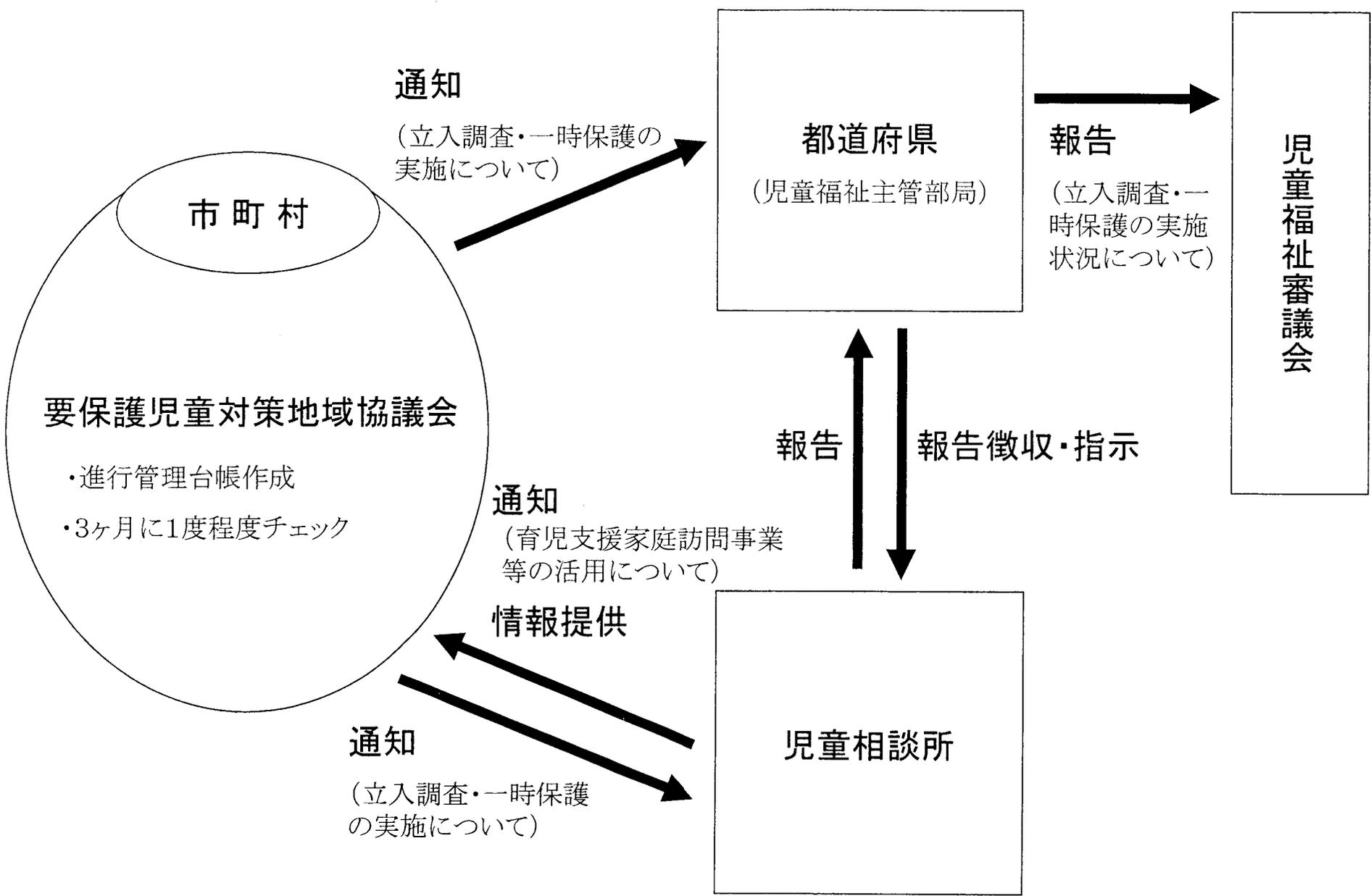


児童虐待に関する児童相談所と市町村等との連携について



## 児童相談所運営指針等改正通知に関する疑義照会への回答

### 【全 般】

- ① 改定後の指針に対応するための各自治体の猶予期間。

今回、発出した通知は発出日(1月23日)をもって施行。しかしながら、各自治体の体制整備に要する時間等を考慮し、各自治体においては遅くとも本年4月には実施することが適当である。

### 【児童相談所運営指針】

- ① 改正前は、市町村職員が立入調査の執行に当たることができたが、今回削除され、「同行・協力」となったが、改正前のように市町村職員による立入調査は執行できるのか。  
(第3章第3節5(4))

従来は、市町村職員であっても機関委任事務の一環として都道府県知事の指示監督の下に児童福祉法や児童虐待防止法に基づく立入調査の執行が可能であるとされてきたが、地方分権一括法により機関委任事務が廃止され当該事務は地方自治法に基づく都道府県の自治事務と整理されたため、該当部分を削除したもの。そのため市町村職員ができるのはあくまで立入調査に当たっての同行・協力であり、市町村職員が立入調査を執行することはできないと考えられる。

なお、地方自治法第252条の17の2に基づく条例を定めることにより、立入調査を都道府県に代わって市町村が処理することとすることは可能だが、その場合であっても立入調査後の一時保護や施設への措置等は都道府県が行うこととなるため、条例を制定する場合は市町村と充分調整して行うことが必要である。

- ② 「児童相談所は……関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、……市町村、要保護協議会に対し、積極的に提供する」とあるが、想定されている情報とは何か。

また、「協議会」とは、都道府県が設置する協議会も含むのか。

(第7章第1節(8))

性的虐待等のケースであって特に関係機関に関与させることが不適当な事例を除き、関係機関の関与が必要な事例に関する経過や援助方針などすべての情報を想定している。なお、ここでいう協議会には、市町村が設置した協議会を想定している。

## 【市町村児童家庭相談援助指針、要保護児童対策地域協議会 設置・運営指針関係】

### ① 要保護児童対策地域協議会を、今後必置にするのか。

現在、立法府において児童虐待防止法の見直し作業が進められており、その論点には挙げられているところ。いずれにせよ、児童虐待防止対策の強化のためには、各市町村で、一日も早い設置が望まれるところであり、未設置ないし協議会に移行していない自治体においては、早急に設置ないし協議会への移行を進めるとともに、都道府県においては、管内の市町村に強く設置の促進を働きかけられたい。

なお、平成19年度においては、児童虐待・DV対策等総合支援事業（児童虐待防止対策支援事業）において、都道府県から要保護児童対策地域協議会に児童相談所OBなど、児童家庭相談の専門家を派遣・配置する事業の創設を図るとともに、市町村の体制強化を図る観点から、地方財政措置においても、「子どもを守る地域ネットワークの機能強化など児童虐待防止対策の充実」を含めた地方単独の少子化対策に関する地方財政措置（地域の子育て支援のための措置）が講じられており、その積極的な活用を図られたい。

### ② 指針の改正により、協議会調整機関の業務量は膨大となることから、国として、標準的な人員の配置基準や資格要件は示さないのか。 （交付税で財源面を担保しているが、一方で、制度の枠組みも必要。）

児童虐待対応に向けた市町村の体制整備は重要な課題であると考えているところであるが、地方分権の流れの中で、国による自治体の職員配置に関する関与については抑制的な対応が求められているほか、児童虐待をめぐる地域の実情も大きく異なるから、市町村における人員の配置基準等について示す予定はない。

平成19年度においては、児童虐待・DV対策等総合支援事業（児童虐待防止対策支援事業）において、都道府県から児童家庭相談の専門家を派遣・配置する事業の創設を図るとともに、地方交付税措置において、市町村の体制強化を図る観点から、「子どもを守る地域ネットワークの機能強化など児童虐待防止対策の充実」を含めた地方単独の少子化対策に関する地方財政措置（地域の子育て支援のための措置）を講じたところであり、こうした財政措置を最大限に活用し、それぞれの地域の実情に応じて、適切な配置を進めていただきたいと考えている。

- ③ 安全確認は市町村職員又は当該市町村が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行う時の「依頼した者」とは。

(市町村児童家庭相談援助指針：第1章第3節4)

ケースによって異なるが、一般に、保育所職員、民生・児童委員、学校の先生等が想定される。

- ④ 泣き声通報等で、通告者や、ケースの対応者が不明で、直接目視ができない場合も想定されるが、その場合は、どのように対応すればよいのか。

(市町村児童家庭相談援助指針：第1章第3節4)

本通知で想定しているのは、通報の対象となった子どもが特定できる場合である。

- ⑤ 市町村が、児相送致の際に立入調査や一時保護の実施に関して「通知する」際の、「通知」の強制力(児相が、子育て短期利用事業や育児支援家庭訪問事業の活用について「通知」する際の強制力)。

(市町村児童家庭相談援助指針：第1章第4節)

本通知は、児童福祉法第26条第4項に定められている保育の実施等に係る通知と同様に、特定の児童について支援を行う行政機関が他の行政機関が権限と責任を有する事務に関し、その実施について判断が必要と認めた場合に、当該他の行政機関に対し、情報提供を行うとともに、その実施に関する判断を促すための行為であり、本通知を受けた都道府県又は児童相談所は、これに基づいて、その実施の要否などに関し、判断を行う必要があるものと考えている。

- ⑥ 実務者会議等における全ケースについての定期的な状況のフォロー等について、

(市町村児童家庭相談援助指針：第4章第3節1(3))

(要保護児童対策地域協議会設置・運営指針：第3章)

- a. 実務者会議「等」の等は何を指すのか。

地域によっては、代表者会議、個別ケース検討会議の2層構造の自治体も見られることから、「等」はこれらの会議も考えられるという意味である。

b. 上記の「等」のような定期的なフォローを行う会議は、地域協議会に位置づけなければならないのか。

守秘義務が課せられるという観点からは、地域協議会の一部の会議と位置づけられることが望ましい。

c. 地域協議会未設置区市町村においても、3ヶ月に1度のフォローが原則となるのか。【調整機関業務】

未設置の区市町村については、まずは、協議会を設置していただくことが重要と考えるが、未設置の区市町村の場合であっても、定期的なフォローは重要であり、地域の実情に応じ、実施機関を定めて実施することが適当である。

d. 調整機関が作成する「進行管理台帳」について、児相送致したケースの取り扱いはどうするのか。

進行管理台帳の作成目的は、市町村が、虐待対応が進行中の住民たる児童すべてについて、その状況をフォローすることにあることから、児童相談所に送致したケースについても、ケースの主担当が児童相談所ということで掲載する。

e. 進行管理台帳の「相談受理日」欄には、どの日付記入するのか。

調整機関においてケースの進行管理を的確に行うといった観点から、当該ケースの相談を最初に受けた児童相談窓口（児童相談所、市町村にかかわらず）の受理日を記入する。

## 一時保護施設等緊急整備計画の策定について

児童相談所の一時保護施設については、虐待を受けた子どもの保護が増加してきており、恒常的に定員を超過して保護している一時保護施設が見られるほか、幼児と中高生あるいは被虐待児と非行児を同一環境でケアするような事態が生じている。

このような定員不足状態は早急に改善する必要があるため、そのため定員不足等の状態にある一時保護施設を有する自治体に対して、平成18年度補正予算における定員不足解消のための施設整備の活用も含め、遅くとも平成21年度までに定員不足状態を解消するための改善計画「一時保護施設等緊急整備計画（以下、「緊急整備計画」という。）」の策定を求めるものとする。

### 1. 緊急整備計画の策定の対象となる自治体

入所率が高いために、保護児童数が定員を超える状況にある一時保護施設を有する自治体

### 2. 緊急整備計画の策定を行う自治体への特例措置

(1) 緊急整備計画に基づく各自治体における施設整備については、ハード交付金（次世代育成支援対策施設整備交付金）の取扱いに関し、優先的に取扱う。

(2) 緊急整備計画を策定した自治体については、緊急整備計画期間中、次の特例措置を認める（「児童福祉法による児童入所措置費等国庫負担金について（交付要綱）」の第7に基づく特例措置）

児童養護施設等において、最低基準に照らし、施設・設備に余裕がある場合には認可定員を超えての一時保護委託児童の受け入れを認める。また、その場合の事務費についても、日割りで支弁を行う。（児童保護費等負担金（入所施設措置費））

(3) 定員を超える日数が60日以上（1月～12月実績）の一時保護施設を有する自治体については、下記の①施設整備補助、②事業費補助について、緊急整備計画の策定を条件とする

- ① 一時保護施設整備の補助（ハード交付金）
- ② 児童虐待・DV対策等補助金のうち「一時保護機能強化事業」「24時間・365日体制強化事業」の2事業

### 3. 緊急整備計画の策定・提出期限

平成19年6月末日

# 市町村における児童家庭相談体制の状況(都道府県別)

(資料15)

○要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの都道府県別設置状況

	協議会(ネットワーク)設置済み市町村の割合
100%	16 (34.1%)
80%~99%	15 (31.9%)
60%~79%	15 (31.9%)
40%~59%	1 (2.1%)
20%~39%	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)

	平成19年3月31日 現在(見込み)	平成18年4月1日 現在
北海道	86.1%	83.9%
青森県	69.8%	37.5%
岩手県	100.0%	60.0%
宮城県	97.2%	86.1%
秋田県	64.0%	32.0%
山形県	100.0%	100.0%
福島県	75.0%	26.2%
茨城県	90.9%	56.8%
栃木県	96.8%	54.5%
群馬県	68.4%	56.4%
埼玉県	100.0%	95.8%
千葉県	100.0%	73.2%
東京都	77.4%	69.4%
神奈川県	100.0%	100.0%
新潟県	68.6%	60.0%
富山県	86.7%	86.7%
石川県	100.0%	84.2%
福井県	100.0%	100.0%
山梨県	96.4%	75.9%
長野県	64.2%	40.7%
岐阜県	100.0%	100.0%
静岡県	95.2%	92.9%
愛知県	100.0%	87.3%
三重県	100.0%	62.1%

	平成19年3月31日 現在(見込み)	平成18年4月1日 現在
滋賀県	100.0%	100.0%
京都府	76.9%	57.1%
大阪府	100.0%	100.0%
兵庫県	100.0%	85.4%
奈良県	64.1%	59.0%
和歌山県	73.3%	60.0%
鳥取県	94.7%	84.2%
島根県	100.0%	81.0%
岡山県	92.0%	65.5%
広島県	100.0%	65.2%
山口県	81.8%	77.3%
徳島県	95.8%	91.7%
香川県	88.2%	76.5%
愛媛県	90.0%	40.0%
高知県	65.7%	54.3%
福岡県	58.5%	39.1%
佐賀県	65.2%	52.2%
長崎県	91.3%	60.9%
熊本県	95.8%	77.1%
大分県	100.0%	72.2%
宮崎県	67.7%	45.2%
鹿児島県	63.3%	49.0%
沖縄県	65.9%	43.9%
全国	85.1%	69.0%

## 平成19年度における児童相談所職員等を対象とした研修予定

研修会	主催者	日程	場所
児童相談所長研修 (前期)	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	5月16日～18日(2泊3日)	横浜市
児童相談所・情緒障害 児短期治療施設・医療 機関等医師専門研修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	5月29日～30日(1泊2日)	横浜市
児童相談所児童福祉 司・児童心理司等合同 研修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	7月3日～6日(3泊4日)	横浜市
児童虐待対応等基礎研 修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	7月26日～27日(1泊2日)	横浜市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	8月30日～31日(1泊2日)	福島市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	9月5日～7日(2泊3日)	横浜市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	9月20日～9月21日(1泊2日)	長野県松本市
全国児童相談所児童心 理司研修会	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 03-5253-1111(内:7829)	9月26日～28日(2泊3日)	東京都港区
児童相談所中堅児童福 祉司研修	国立保健医療科学院 総務部教務課 048-458-6116	10月10日～12日(2泊3日)	埼玉県和光市
児童相談所長研修 (後期)	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	10月24日～26日(2泊3日)	横浜市
治療機関・施設専門研 修(児童相談所・情緒障 害児短期治療施設・小 児精神科医療施設等)	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	11月6日～9日(3泊4日)	横浜市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	11月21日～22日(1泊2日)	奈良市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	12月6日～7日(1泊2日)	山口市
テーマ別研修(性的虐 待) ※※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	12月19日～12月21日(2泊3日)	横浜市
里親対応関係機関職員 研修	国立武蔵野学院 調査課 048-878-1260	平成20年1月16日～18日(2泊3日)	さいたま市
児童相談所スーパーバ イザー研修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	1月29日～2月1日(3泊4日)	横浜市
全国児童相談所一時保 護所員研修(第1グルー プ)	国立武蔵野学院 調査課 048-878-1260	1月30日～2月1日(2泊3日)	さいたま市
全国児童相談所一時保 護所員研修(第2グルー プ)	国立武蔵野学院 調査課 048-878-1260	2月13日～15日(2泊3日)	さいたま市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	2月28日～29日(1泊2日)	長崎市
テーマ別研修(児童虐 待と少年非行) ※※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	3月28日～30日(2泊3日)	さいたま市

※ 都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員  
 ※※ この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者

## 平成19年度子どもの虹情報研修センターが実施する研修予定

	研修名	受講対象	研修期間	定員
H19 5月	児童相談所長研修<前期>	新任の児童相談所長	5月16日(水) ～18日(金)	60名
	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	児童相談所医師・情緒障害児短期治療施設医師・医療機関医師・その他に勤務している児童虐待に携わる医師	5月29日(火) ～30日(水)	30名
6月	新設情緒障害児短期治療施設職員研修	近年開設した情緒障害児短期治療施設職員及び新任職員	6月13日(水) ～15日(金)	30名
7月	児童相談所児童福祉司・児童心理司等合同研修 ※	児童相談所の児童福祉司・児童心理司等	7月3日(火) ～6日(金)	60名
	児童虐待対応等基礎研修 ※	学校、保育所、幼稚園、障害児施設、病院等で、子どもと家族に関わる者	7月26日(木) ～27日(金)	80名
8月	大学生・大学院生MDT(多分野横断チーム)研修	子どもの虐待防止等に関心のある大学生・大学院生	8月2日(木) ～3日(金)	60名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:福島県福島市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	8月30日(木) ～31日(金)	80名
9月	地域虐待対応等合同研修<アドバンスコース>(センター) ※	都道府県職員や市町村で子どもの虐待防止等に携わる職員で、より高度な知識・実務を学びたい者	9月5日(水) ～7日(金)	60名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:長野県松本市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	9月20日(木) ～21日(金)	80名
10月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で指導的立場にある主任指導員・個別対応職員・主任保育士・家庭支援専門相談員等	10月9日(火) ～12日(金)	60名
	児童相談所長研修<後期>	同研修<前期>に参加した児童相談所長	10月16日(火) ～18日(木)	60名
11月	治療機関・施設専門研修	児童相談所、情緒障害児短期治療施設、小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	11月6日(火) ～9日(金)	60名
	公開講座	子どもの虐待防止等に関心のある方(治療機関・施設専門研修の最終日に実施)	11月9日(金)	150名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:奈良県奈良市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	11月21日(水) ～22日(木)	80名
12月	地域虐待対応等合同研修(開催地:山口県山口市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	12月6日(木) ～7日(金)	80名
	テーマ別研修(性的虐待)	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者	12月19日(水) ～21日(金)	80名
H20 1月	児童福祉施設指導者合同研修	乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設で指導的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専門相談員、個別対応職員等で、施設経験5年以上の者	1月16日(水) ～18日(金)	60名
	児童相談所スーパーバイザー研修 ※	児童相談所で指導的立場にある職員(スーパーバイザー)で、児童相談所に5年以上勤務し、より高度な知識・実務を学びたい者	1月29日(火) ～2月1日(金)	60名
2月	乳児院職員指導者研修	乳児院で指導的立場にある主任保育士・家庭支援専門相談員等	2月12日(火) ～15日(金)	60名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:長崎県長崎市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	2月28日(木) ～29日(金)	80名
3月	児童福祉施設心理担当職員合同研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設等に勤務する心理担当職員	3月12日(水) ～14日(金)	60名
	テーマ別研修(非行と児童虐待)	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者	3月17日(月) ～19日(水)	80名
随時	児童福祉施設職員地域合同研修	児童福祉施設等で子どもや家族の援助に携わる職員	年2ヶ所 実施予定	概ね30名以上

※ 新規または再編した研修

(注) 研修の日程等については、今後若干変更する場合がある。

